

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場
「自動販売機設置事業者」の募集要項

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募物件の概要

所在地：東京都多摩市永山七丁目4番地

設置場所	品目	台数	使用許可面積 (幅×奥行き)	使用料単価 (税込・月額)
関連事業者棟 1階4号内	食品 (食事提供となり うるもの)	1台 以上	5.0 m ² 以内 (5.00m×1.00m)	946円/月 (5 m ² 当り)
	清涼飲料水	1台 以上		

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。最大電気容量は20アンペアです。
- (2) 使用許可面積には、自動販売機（放熱スペース）及び回収ボックス（分別が可能な形状及び数量）を含みます。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認をお願いします。確認に当たっては、あらかじめ東京都まで連絡願います。(10 問合せ先 参照)

2 応募資格要件

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。法人にあっては役員又は使用人も暴力団員でなく、暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- (4) (2)又は(3)に掲げる者から委託を受けた者及び(2)又は(3)に掲げる者の関係団体でないこと。
- (5) 3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 国税及び東京都税の未納がないこと（法人にあっては法人税を滞納していない、個人にあっては所得税を滞納していないこと。）

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までとします。

ただし、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

② 使用料

ア 「1 公募物件の概要」に記載の使用料単価（税込・月額）に、設置事業者として決定した者が提示した使用許可面積を乗じた金額をもって月額使用料とします。

イ 使用許可期間の使用料は一括して納入することとし、東京都が発行する納入通知書により、東京都の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費については全額設置事業者の負担とします。設置事業者が設置した子メーターにより計量した月ごとの使用量に基づき、東京都が料金を算定し、納入通知書を発行するので、指定する期限までに全額納入してください。

④ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所の範囲に設置してください。

また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料等を東京都が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、東京都の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機などの環境対策に配慮した自動販売機とすること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（7 使用許可申請の手続（7）参照）を東京都に提出すること。
- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置する

こと。

- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 東京都は、東京都の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。
- ⑤ 原則として自動販売機に併設して、販売する食品及び清涼飲料水等の容器（紙類・プラスチック・缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- ⑦ 酒類の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格は標準販売価格を上回る価格で販売しないこと。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに東京都に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は上記3の(4)により許可が取り消された場合や上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東京都に請求することができません。

4 参考データ

(1) 市場内従事者数（令和6年10月現在）

- ・200名程度

(2) 市場休業日

- ・日曜日・祝日・年末年始など（令和7年1月から12月：年間117日）

(3) 過去の売上実績【参考】

- ・自動販売機（食品） 月平均 65千円程度
- ・自動販売機（清涼飲料水） 月平均 269千円程度

※売上実績は令和3年4月～令和3年9月の売上に基づく

5 応募申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間： 令和6年11月8日（金曜日）～令和6年11月29日（金曜日）必着

送付先： 〒206-0025 東京都多摩市永山七丁目4番地

東京都中央卸売市場 多摩ニュータウン市場 自販機公募担当

※簡易書留又は書留により送付してください（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは応募を受け付けることができませんので、御注意ください）。

※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は、応募を受け付けることができませんので御注意ください。

※電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

受付期間：令和6年11月8日（金曜日）～令和6年11月29日（金曜日）

午前10時～12時、午後1時～4時

※受付期間中であっても土曜日と日曜日の受付は行いません。

提出先：東京都多摩市永山七丁目4番地

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場（管理棟5階）

(2) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）

② 応募価格提案書（様式2）

③ 誓約書（様式3）

④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※令和6年10月1日～令和6年11月29日までに発行されたものに限り（コピー可）。

⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））

※令和6年10月1日～令和6年11月29日までに発行されたものに限り（コピー可）。

⑥ 国税及び都税の未納がないことの証明書

ア 国税は納税証明書（その3の2又はその3の3）

イ 都税は納税証明書（一般用）

※令和6年10月1日～令和6年11月29日までに発行されたものに限り（コピー可）。

⑦ 販売品目等一覧表（様式4）

⑧ 役員一覧表（様式5）

(3) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

① 応募資格がない者が提案したもの

② 指定の期間内に提出しなかったもの

③ 応募面積、応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの

④ 応募面積及び応募価格の訂正をしたもの

⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、応募申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください（別図参照）。

(5) 申込みに当たっての留意事項

① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届

(様式 6) を、受付期間内に持参又は郵送してください。

③ 提出された申込書類は、価格提案の辞退又は提案の結果にかかわらず、返却しません。

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、最高の応募価格（応募面積）を提案した者を設置事業者として選定します。応募面積は使用許可面積の範囲内に限ります。

なお、最高の応募価格提案が 2 者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定します。当該応募価格提案者が、諸般の事情により、東京都が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和 6 年 12 月 6 日（金曜日）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を書面により通知するとともに、東京都中央卸売市場ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）までに、次の書類を提出してください。

(1) 行政財産使用許可申請書（東京都指定様式）

(2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※行政財産使用許可申請の日から 3 か月以内に発行されたものに限りします。

(3) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※行政財産使用許可申請の日から 3 か月以内に発行されたものに限りします。

(4) 国税及び都税の未納がないことの証明書

ア 国税は納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）

イ 都税は納税証明書（一般用）

※行政財産使用許可申請の日から 3 か月以内に発行されたものに限りします。

(5) 設置場所の図面

(6) 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

(7) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式 7）

※(2)～(4)の書類は、応募申込時に原本を提出している場合は不要です。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合

② 設置事業者が応募資格を失った場合

9 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

10 問合せ先

東京都多摩市永山七丁目4番地

東京都中央卸売市場 多摩ニュータウン市場

電 話：042（375）9211～2

F a x：042（375）9213

e-mail：S0000687@section.metro.tokyo.jp

(様式1)

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 —)	
住 所	
(所在地)	
氏 名	
(法人名及び代表者名)	
電話番号	印
(事務担当者)	(印鑑証明印)
(〒 —)	
住 所	
所属部署	
氏 名	
電 話	

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

添付書類

- ☐ 様式2 応募価格提案書（定形封筒に封入のこと）
- ☐ 様式3 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ☐ 住民票記載事項証明書
（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- ☐ 国税及び都税の未納がないことの証明書
- ☐ 様式4 販売品目等一覧表
- ☐ 様式5 役員一覧表

(様式2)

応募価格提案書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

印
(印鑑証明印)

1 応募面積（提案面積）

(幅) _____ m × (奥行) _____ m = (面積) _____ m²

※ 幅及び奥行は小数点第二位まで記入

※ 面積は、小数点第一位まで記入（小数点第二位を四捨五入する）

(※同数値)

2 応募価格（提案価格）

(単価) 946円／(5 m²当り) × (面積) (_____ / 5) m² = (月額) _____ 円

※ 面積は「1 応募面積（提案面積）」と同数値とする

※ 月額は整数とする（小数点以下を切捨てにする）

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記の通り提案します。

- ※1 アラビア数字で記入してください。
- 2 数値に訂正があるものは無効です。
- 3 記名押印がないものは無効です。
- 4 **必ず封筒に封入してください。**

(様式3)

誓 約 書

私は、東京都が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 上記2に違反したときには、許可の取消しその他都が行う一切の措置について異議を唱えません。
- 4 設置事業者の決定に関して、東京都ホームページに設置事業者の法人・個人を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
(所 在 地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

印
(印鑑証明印)

(様式4)

販 売 品 目 等 一 覧 表

[応募者名] _____

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格(円)	売値(円)	備考

- (注) 1 この「販売品目等一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準小売価格（税込）、売値（税込）を記載する。
- 2 清涼飲料水の容器の種類欄には「缶・ペットボトル」、食品については、「袋入り・箱入り」のいずれかを記載する。

(様式5)

役 員 一 覧 表

商号又は名称 (個人の場合にあっては、氏名)							
代 表 者							
所 在 地 (個人の場合にあっては、住所)							
役 職 名	氏 名	フリガナ	生年月日				性別
			元号	年	月	日	
備 考							

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

(様式6)

価 格 提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 ー)

住 所

(所 在 地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電話番号

印

(印鑑証明印)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場が実施する自動販売機設置事業者募集について、
自動販売機設置事業者の申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

(様式 7)

自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 —)
住 所
(所 在 地)
氏 名
(法人名及び代表者名)
電話番号
(事務担当者)

印
(印鑑証明印)

(〒 —)
住 所
所属部署
氏 名
電 話

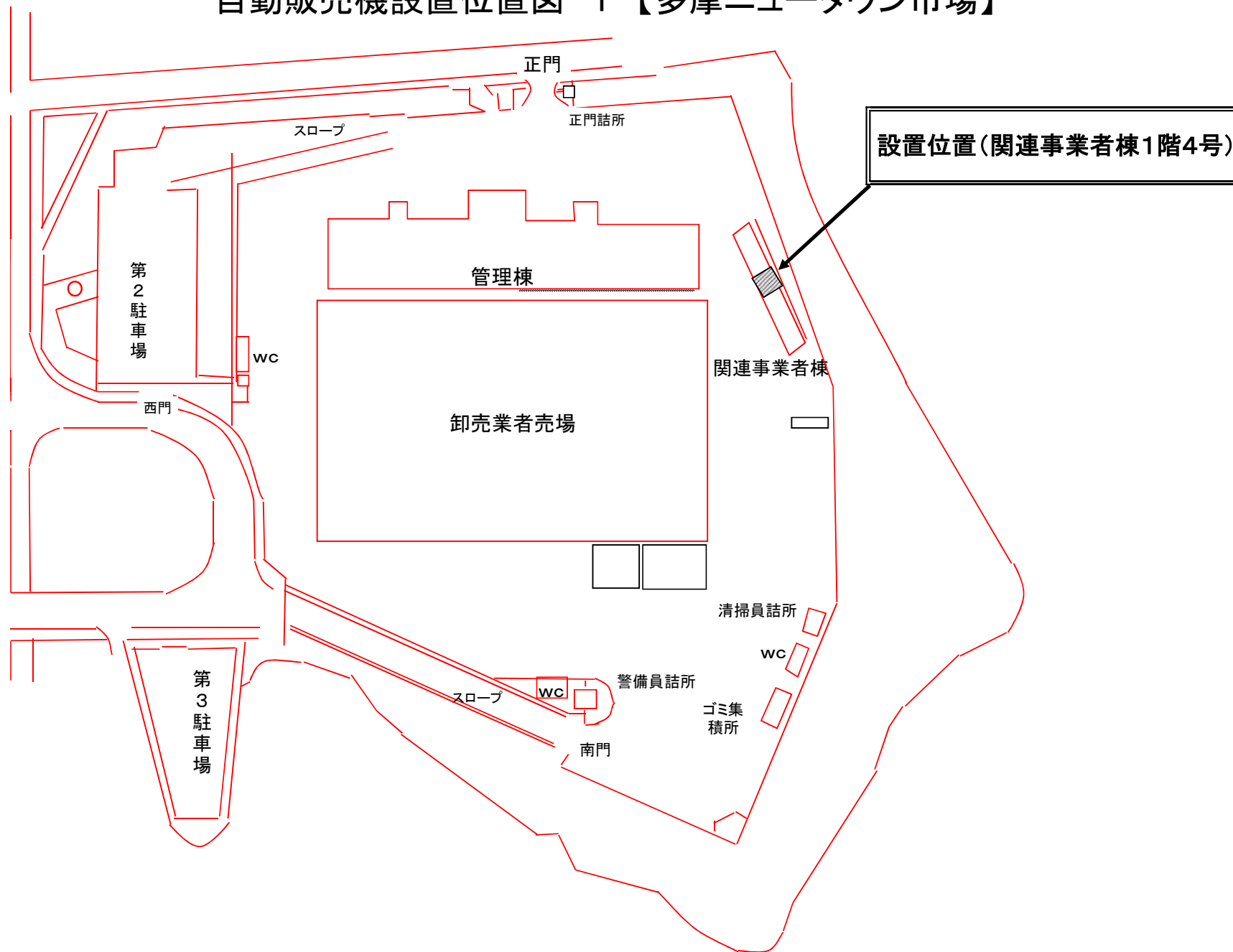
東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場関連事業者棟内に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届け出ます。

【個別業務の実施者】

区 分	実施者／所属部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他（ ）		
その他（ ）		

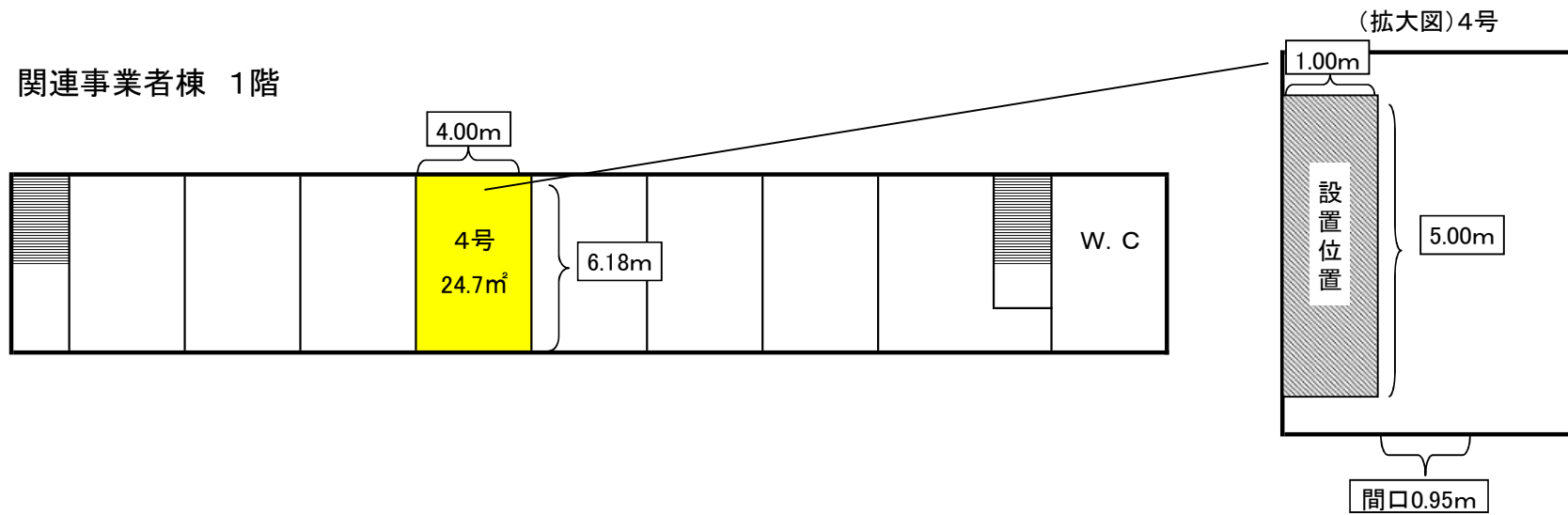
※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

自動販売機設置位置図 1【多摩ニュータウン市場】



自動販売機設置位置図 2 【多摩ニュータウン市場】

関連事業者棟 1階



【現況写真】



